

## 令和6年度第8回白井市指定管理者選定審査会 会議録（概要）

1. 開催日時 令和6年10月15日（火）午後1時15分から午後4時
2. 開催場所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 出席者 寺島会長 大道副会長 三浦委員 中世委員 山下委員
4. 欠席者 落合委員
5. 事務局 公共施設マネジメント課 鈴木課長 八木主査 鈴木主事  
市民活動支援課 鈴木課長 中村主事補
6. 申請団体 特定非営利活動法人まちづくり西白井（3名）
7. 傍聴者 なし（非公開）
8. 議題 議題1 審査票の決定について  
議題2 白井市西白井コミュニティプラザの指定管理者の候補者の選定および答申（案）について
9. 議事

### ●事務局

それでは、定刻より少し早いですが、皆さんお集まりいただきましたので、ただいまより令和6年度第8回指定管理者選定審査会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、落合委員が所用のため欠席する旨、御連絡頂いております。過半数の委員の出席により会議が成立しておりますことを御報告いたします。

本日のスケジュールは、お手元の次第に基づき、二つの議題について御審議いただき、午後4時の終了を見込んでおります。

なお、本会議は、審査に関する情報のため非公開とし、会議録につきましては、発言要旨が分かるように作成の上、委員の氏名等を伏せて公開いたします。

また、議事録作成のため、会議中についてはICレコーダーで録音させていただきますので、あらかじめ御了承お願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、寺嶋会長から御挨拶いただきます。会長、よろしくお願ひします。

### ●会長

よろしくお願ひいたします。今回、このメンバーでの初めての審査会ということになりますので、慣れないところも多いかと思いますが、しっかり審査していけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

### ●事務局

ありがとうございました。

それではここで、本日の資料を確認いたします。次第が1枚ありまして、次にスケジュール、その次に、西白井コミュニティプラザの審査票の（案）になります。これは、先週お渡ししたものと同一のものになります。あと、点数の積算表です。それも同一のものです。1枚、両面についております。1枚、本日追加した資料がございまして、令和5年度のモニタリング評価表、A3の両面刷りのものがございます。こちらにつきましては、応募者が1団体で既存の指定管理者である場合は、確認のために添付していただきたいということで、前の審査会から御意見がありまして、追加したものでございます。

また、先にお渡ししました募集要項、条例、申請団体からのブルーのファイルの申請書はお持ちでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、続きまして、本日の審査会の出席者を紹介します。

本日は、西白井コミュニティプラザの指定管理者の候補者の選定を行います。施設の所管課で、西白井コミュニティプラザの担当課であります市民活動支援課の鈴木課長です。

●市民活動支援課

鈴木です。どうぞよろしくお願ひいたします。

●事務局

担当の中村です。

●市民活動支援課

担当の中村です。よろしくお願ひします。

●事務局

本日は、このような体制で審議をお願いしたいと思います。

市民活動支援課の職員は、議題2、西白井コミュニティプラザの指定管理者の募集について説明を行います。

それでは、これより議事進行を会長にお願ひし、議題に入ります。会長、よろしくお願ひします。

●会長

それでは、お手元の次第により議題に入りたいと思います。

初めに、議題1、審査票の決定について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、議題1、審査票の決定について説明いたします。

お手元のこちらの資料、資料1を御覧ください。

資料1については、白井市西白井コミュニティプラザ指定管理者候補者選定審査票（案）になっております。こちらの審査票につきまして、気をつけていただきたい点を御説明いたします。

こちらにつきましては、今回、総評価点数が146点満点となっており、内訳としては、サービス等の評価点数が10点満点のものが12項目、5点満点のものが2項目で、合計130

点満点、価格評価が16点満点となっており、サービス等の評価点数と価格評価点の割合が、おおよそ9対1となっております。このサービス等の評価点数で、配点が5点となっている2項目については、3ページ目、前回も御説明いたしました、(8)類似施設の運営実績について、(9)の市内での市民活動実績とその活用についての2項目になります。

同じく審査票3ページ、(14)の団体の経営状況についてですが、配点は、ほかのものと同じく10点満点となっておりますが、こちらについては、皆様の平均点が5点未満の場合は、失格ということになっておりますので御留意ください。

続きまして、審査票4ページの(15)と(16)の価格評価の部分になりますが、(15)提案額の審査点数については、自動で計算式に基づき入る形になりまして、こちらの資料をつけさせていただきましたA4両面刷り非公開資料となりますが、こちらのほうが計算式となっておりますので、御確認ください。

説明は以上となります。審査票の決定について、御審議願います。

●会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様で、審査票について事務局に内容を確認したい箇所などありましたら、質問をお願いいたします。いかがでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

〇〇でございます。算出の方程式での数字の質問なのですけれども、最後の説明だと、非公開資料の点数の計算の中で、1行目の〇〇〇という数字が出てくるのですけれども、これはどういう意味なのか。今回だけ〇〇〇という意味なのでしょうか。考え方だけ教えてください。

●事務局

〇〇〇というのが、このぐらいただったら満点になる限度額というので、あまりそれよりも安いと質も悪くなってしまうので、〇〇〇の限度額というので市の中で非公表で決めています。価格競争になってしまわないように、最終的にこのぐらまでの限度でしたら100%ということで、それよりも下の価格を出しても差がつかないような形で、非公表ですけれども限度額を決めさせてもらっております。

●〇〇委員

ありがとうございました。

●会長

ありがとうございます。

確認というか、この項目についての市の意識とのすり合わせもあるのですけれども、この項目、幾ら減らすと何点取れるみたいな構造に構造上なっているものなので、指定管理料の市の見込み額、総額に対して何%という設定をすると、その辺のバーター関係が設定

されるという立てつけの構造なので、その辺を意識して、市側としては何%というのを設定していただけるといいかなと思います。

その他、御質問いかがでしょうか。

私から1点なのですけれども、今回のこの西白井コミュニティプラザについては、サービス等の評価で、自主事業の評価の項目がないようなのですけれども、これは、どういった経緯なのでしたっけ。

●事務局

担当課のほうに確認したところ、西白井コミュニティプラザというのができた当初、面積も、ほかの公民館ですと2階建てで、すごく規模が西白井コミュニティプラザよりも大きいのですが、西白井コミュニティプラザは面積も小さくて小規模なので、自主事業を必須としないというのを最初に設定したというふうに聞いているのですけれども。補足があれば、お願いいたします。

●市民活動支援課

そのとおりでして、西白井コミュニティプラザについては、当初からですが、今後の仕様書においても、自主事業というのは義務づけないという形にしておりますので、評価からは外したということになります。実際のところは、これまでの指定管理者というのは、自主的に事業をやっていただいているという状況があります。

●会長

分かりました。ありがとうございます。ちょっと難しいところですよ。やってもらえるなら、やってもらったほうが、やっぱりいいのだと思うのですけれども、項目に入れちゃうと、やれという意味になっちゃうと思うので、ちょっと難しいところかなとは思いますが。分かりました。ありがとうございます。

その他、御質問いかがでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

そのサービスの評価のところの一番最後なのですけれども、これは支援課のほうに質問したほうがいいのですか。

●事務局

どちらかが答えます。

●〇〇委員

質問なのですけれども、一番最後の特記すべき事項という表があるので、これは、選定基準のところには点数として、事項として載ってきていないのですが、これは。

●事務局

審査票の何番ですか。

●〇〇委員

14番になります。審査票でいうと、13番の次なのですけれども、申請書の別紙でいくと14番になっていて、それが、その他の特記すべき事項になっているのです。その評価はないのですが。

●事務局

事業計画書の5の14の様式。

●〇〇委員

42ページです。

●事務局

42ページですね。

●〇〇委員

はい。ここで特記すべき事項になっていますよね、内容が。

●事務局

審査項目としては、自由に書く欄になっているので、ほかの団体、ほかの施設もそうなのですけれども、審査項目としては、審査票は設定しておりません。

●〇〇委員

載っていないのは分かったのですけれども、せっかく特記すべき事項で抽出しているなら、アピールしたい点、いろいろあるのかなと思って。今回、特にそうだということではないのですけれども、何か事項としては評価点があったほうがいいんじゃないかという気がしたものですから。

●事務局

分かりました。ちょっと参考に。

●〇〇委員

様式の問題です。

●事務局

今後、中身を検討して。自由記載になってくると、いろいろ多分その施設によって書いてくることが変わってくるので、審査の基準がなかなか設定しづらいというところもあって、入っていないのかなとは思ってはいるのですけれども、もう一度検討するようにいたします。

●〇〇委員

必要があるなら検討してください。

●事務局

はい。

●〇〇委員

以上です。すみません、ありがとうございました。

●会長

ありがとうございます。

特記事項のところは、今までの傾向からすると、大体これ様式ごとに1項目1ページが原則という形になっているので、そこで書き切れなかった、こんなこともしています、こんなことをしますみたいなのを追加で書くみたいなのところとか、あと、組織として、ここがアピールポイントですみたいなところを大体載せているところなので、評価項目としては、既に今ある項目の採点をするときに一要素になるというようなイメージのほうが、大体のケースだと多いかなという感じですね。

今回の場合は、根本的に評価項目にない自主事業の話がされているので、そもそもあまり評価には使えないのですけれども。大体、類似施設の運営実績のより詳細とか、あと、自主事業について、こういう反響があったという話をされたりとか、あと、組織として、こういう活動をしているから、ここでシナジーがあるみたいな、そういうところを言っていたりするんで、そういうほかの項目の、より詳細な検討のために使うというようなのが今までの使い方だったかなというような、そういうイメージですね。今回みたいなケースのときにどうするかというのは、考えていただく必要があるかなと思います。

●事務局

分かりました。ありがとうございます。

●会長

その他、御質問いかがでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

すみません、初歩的な話なのですけれども、この点数をつけるときに、ゼロ、5、10とあるじゃないですか。大体、今までの例でいうと、例えば3点とか7点とか、そういう点のつけ方というのは、実際あるのですか。私も分からない。

●事務局

1点刻みでつけられまして、今回説明をちょっと省略してしまったのですけれども、サービスの評価点数が5点掛ける項目数掛ける委員の数よりも下だと不合格になってしまうので、標準的であれば5点以上つけていただいて、どうしてもこれはというのであれば5点以下の項目で。5点というのが一応基準で、合格点というところになってくるので、なかなかよっぽどのがないと、5点以下というのはあまりつかないケースが多いのですけれども、そこはプレゼン聞いていただいて。中途半端な数も、もちろん6とか7とかつけてもらうのは全然できますので、1点刻みで審査していただくような形になります。

●〇〇委員

追加でいいですか。今のやつで、例えば1のところは管理運営の基本方針についてということで、様式5-1と書いてあるじゃないですか。結局、基本的には、この5-1のこ

このもらったやつのことをプレゼンで伝えて、これについて評価するという意味。

●事務局

そうです。

●〇〇委員

分かりました。

●会長

よろしいでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

今、自主事業については、設備が狭いとかという理由で評価項目に入れないというお話があったのですがけれども、この間、見学に行ったときに、児童たちがエントランスから廊下のところに机を並べて、あれは自主事業ですか。

●市民活動支援課

恐らく子供たちがというのは、コミプラ自習室というものをやっております、それも自主事業という形になります。

●〇〇委員

非常に素晴らしいなと思って見学させてもらったのですがけれども、ああいうのは、評価点に、ぜひ項目に入れていただかないと、ああいう素晴らしいことをやっても、全然評価の対象にならないというのは、この評価表そのものが問題かなと個人的には思います。ああいう自主事業をやるのだったら、プラスでつけてあげるとか、そういう評価の対象にするべきだというふうに私は思います。その辺は検討していただきたいと思います。

●会長

ありがとうございます。

ここについては、狭いというところを解決するために、屋外のところにも自費で火災報知器とかをつけて活動できるようにするというような工夫もされているところなので、その辺りも、そろそろ考え直していただいてもいいかなというのは思いますね。

あと、質問いかがでしょうか。大丈夫ですかね。

では、問題ないようですので、審査票は現行のもので決定することとしたいと思います。

では、事務局から審査票の配付をお願いいたします。

●事務局

よろしいでしょうか。ただいま配付させていただいた審査票の(15)の提案額の審査については、自動で計算されているものが、あらかじめ点数で入っておりますので御確認ください。

審査票の説明については以上となります。

●会長

ありがとうございます。

審査方法について、事務局に確認することは、現時点でありますでしょうか。  
ないですかね。

では、審査に入りたいと思います。

議題2の白井市西白井コミュニティプラザの指定管理者の候補者の選定及び答申（案）の決定について、事務局から説明をお願いいたします。

#### ●事務局

それでは、具体的に西白井コミュニティプラザの指定管理者の候補者の選定に関する審査について御説明いたします。

冒頭で紹介させていただきましたが、西白井コミュニティプラザの所管課になります市民活動支援課のほうから、本日審査する施設がどのような施設なのか、その施設の設置目的と概要について、指定管理者を募集するに当たり、市がどのように募集をかけ、どのような団体から申請があったのか、応募資格や提出書類に不備はなかったかについて説明をしていただきます。

それでは、鈴木課長、よろしくをお願いいたします。

#### ●市民活動支援課

それでは、説明させていただきます。

資料、白井市西白井コミュニティプラザ指定管理者募集要項を御準備ください。

資料の1ページを御覧ください。

まず、1番の施設の目的ですけれども、西白井コミュニティプラザが市民相互の交流により、市民の連帯意識を高め、住みよい地域社会の形成に寄与することを目的に設置をしております。

続いて、2番の施設の概要ですが、構造は鉄骨造です。地上1階建てです。建物の延べ床面積は623.6平方メートル。建築については、平成31年、令和元年ですけれども、の7月に建築をしたものになります。施設の中には、会議室が3部屋、和室が2部屋、調理室、子ども室、更衣室、防災倉庫等があります。

続いて、2ページを御覧ください。

3の施設の管理運営方針についてですが、基本方針としましては、指定管理者は創意工夫を凝らした管理運営により、コミュニティプラザの機能充実を図り、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、経費の縮減を図り、効率的な管理運営を行うこととしています。

続いて、3ページを御覧ください。

5の指定の期間ですが、白井市で指定管理者制度を導入しているほかの施設と同様、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としています。

4ページを御覧ください。

6番、経費に関する事項ですが、5年間で市が支払う指定管理料の見込額が、消費税込みで9,022万5,000円としております。各年度の見込み額の内訳については、表に記載しているとおりととなります。

続いて、5ページを御覧ください。

7番の応募の資格ですけれども、白井市内に本店、本社、支店、支社または営業所、出張所を有する法人並びに市内に事務所を有し、市内を中心に活動している団体としています。

また、5ページから6ページにかけてですけれども、制限事項につきましては、国税または地方税を滞納している法人など、8項目の制限事項を設けております。

次に、資料飛びまして、16ページを御覧ください。

2の指定管理者が行う業務になります。指定管理者が行う業務については、施設の運営に関する業務、施設の管理に関する業務、主にその他の業務に分けております。

3番、施設の運営に関する業務については、17ページから18ページに記載をしておりますけれども、施設の利用や運営に関する業務を行っていただくということになっております。先ほど御質問いただいた部分になりますけれども、17ページの中ほど、米印のところに記載をしておりますけれども、自主事業につきましては、市としては、仕様書上は求めているものではありませんが、指定管理者が積極的に実施することを拒むものではないという形にしております。

続いて、18ページから19ページの4番、施設の管理に関する業務につきましては記載のとおりで、施設の適正な運営を図るため、設備機器等の点検及び補修、管理を行っていただくことになっております。

続いて、19ページ、5のその他の業務につきましては、日常業務の各課等との調整、センター長会議などへの出席のほか、災害時の避難所としての対応、市内スポーツ施設の使用料の徴収業務などを行っていただくこととなっております。

続きまして、20ページを御覧ください。

7番の人員の配置についてですけれども、人員については、常勤の管理責任者、事務職員を1名ずつと、常勤または非常勤で児童厚生員を兼ねた事務職員を1名配置いただくこととしています。

21ページに記載のとおりですが、8時半から5時15分までは、管理運営に支障がないよう、常時2名の配置に努めていただく。また、午後5時10分から9時10分は、常時1名の配置に努めていただいて、非常勤職員または業者等への委託も可能というような勤務体制としております。

最後に、募集状況について御説明をいたします。

資料戻りまして、6ページの8番、指定管理者の募集及び選定スケジュールを御覧ください。

説明会につきましては、8月9日に開催をいたしましたところ、現指定管理者である特定非営利活動法人まちづくり西白井の1事業者が出席をされました。その後、申請書の受付を8月22日から8月30日まで行いまして、説明会に出席しました1社から申請書の提出がありました。申請書の受付に当たりまして、応募者の資格要件を満たしていること、また、申請に必要な書類が全てそろっていることを確認しております。

以上のことから、西白井コミュニティプラザの指定管理者の指定を行うため、白井市西白井コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例第11条の規定により、指定管理者選定審査会の御意見を伺います。

以上で説明は終わります。どうぞよろしく願いいたします。

●会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。よろしいですかね。

お願いします。

●〇〇委員

前に頂いた資料の17ページ、今、説明があった17ページで、読み方が分からないので教えてほしいのですが。稼働率と書いてあるのは、これ2.8とか5.6とか、いろいろな数字が入っているのですが、これは単位は何なのですか。この表の中の数字。

●市民活動支援課

単位はパーセントになります。

●〇〇委員

パーセントというと、何に対するパーセントなのですか。例えば、これは2.8%、1、2、3会議室に、実績で1、2、3一遍に使った場合、そういうときは2.8%なので。

●市民活動支援課

お答えします。全体のコマ数に対するパーセント。例えば、1日1時間単位で、1日10コマあるとして、5コマ埋まっているとしたら50%になりますし。なので、これが年間になると、何百とコマがあって、そのうちの2.8%、そういった形になります。

●〇〇委員

この表の見方で、また同じことを聞くのですけれども、会議室1、2、3と、その下のほうにも会議室1、2、3とありますよね。これは、どういう見方なのですか。

●市民活動支援課

お答えします。コミュニティプラザが、会議室1、2、3がパーテーションで区切られておりまして、例えば、その表の一番上の1、2、3とあれば、パーテーション二つ取っ払って、全部つなげて利用する場合があるので、そうすると1、2、3になりますし、片側、その一つ取っ払う場合だと、1、2でも使えて、また逆も2、3で使うことも可能で

す。全部分けた状態で使うと、個々の会議室1と2と3ということで使うこともできます。

●〇〇委員

分かりました。1、2、3をつなげて一つの契約というか、予約というか、使用した場合は、2.8%というのは、全体を100とした場合、100とした場合というのは、1、2、3を全部利用した、空いているコマを全部利用したというのが100%という意味ですか。それが2.8%とか、令和4年度では2.3%とかという意味ですか。

●市民活動支援課

そうですね。

●〇〇委員

あんまり資料として必要なのかなと。参考にもならないような、個人的にはですね。それが何なのだという。

要するに、利用者を増やして、市民にどんどん活発に利用していただきたいと、そういうのが目的で、それはどうしたらいいかというのも、あるにはある。実績として、参考としてつけていただいたのだと思うのですけれども、どうもあんまりぴんと来ないというか。3つなげたときは2.8%だったよとか。特に意見として聞いていただければと思うのです。

●市民活動支援課

ありがとうございます。確かに分かりにくいなというふうに反省をしております。目安としましては、指定管理の際に、お部屋の利用率、そちらをそれぞれ算定していただく必要がありますので、そのときに、ここの表をおおむねの目安にするというような趣旨もありまして、稼働率というのをつけさせていただいているという形になります。

●〇〇委員

稼働率は当然チェックして、稼働率を上げる、市民にいっぱい利用していただくというのは当然だと思うのですけれども、1、2、3の利用率が何ぼで、1と2がどうだという、そういうのが本当に。例えば、もっと広いスペースが必要だったから、1、2、3同時に借りられたと、コマを三分ですかね、ということ。そうすると、三つ使うところは、あまりなかったよと、二つは何%しかなかったよという。分かりました。

これ、今のこのコマは、仕切りを取って一緒にする、このデータの出し方が、大した参考になるのかなとか。個人的には、どこか下の余白のところに書いておくべきことかなというぐらいの受け取り方しか、私、個人的にはできないので。それを個別に1、2、3を足せば、大体全体で何%の稼働率だったのだなど。もう少し、これが30%だったり40%にするためには、どういうふうに市民に対してのプレゼンをしていけばいいのかとか、そういう参考にはなるとは思うけれども。ちょっと表が分かりにくかったので確認したということとどめてください。

●会長

ありがとうございます。

この点は、各部屋の稼働率自体は、結構仕様として意味があると思うのですが、例えば今の算定式だと、会議室1、2、3の稼働率って、会議室1が使われていたら稼働していない判定になるわけじゃないですか。3室同時は使えないという話なので。原理的に、これ両方100%は稼働できないという計算式になっているので、あんまり意味はないですよ。それよりは、3部屋全体が何%稼働したという、この各1室単位で使われている場合でも加算したような、そういう指標のほうが意味はあるのかなという感じですね。

あるいは、3室まとめて借りるというのは、大規模なサークルとかが使用したという実績という意味ですので、パーセントというよりは、何組、何コマ使用したみたいな絶対数とかのほうがいいのかなというの若干思いますかね。

この会議室1、2と2、3で分けるというのは、あまり意味ないですし、根本的に、これ各会議室で見ると、会議室1を使うというのが多いわけですから、1使われていたら、2、3しか使えないというのは当たり前みたいなところもあったりするので、その辺を考えて、意味のある指標というのを考えていただけたらいいかもしれないですね、ここは。

お願いします。

#### ●〇〇委員

すみません、何か追い打ちをかけるようなのですが、この稼働率だとかいうのは、実績が乗っかっているわけですよ。募集要項として実績が乗っかっている、今度手を挙げてくれる人に何を期待するのか。要は、これを上回るものにしてくださいというのか、その辺の稼働率を載せている意味がよく理解できないなということ。逆に言えば、市として、この稼働率に対して、これを満足しているのか、どこを目標とするのか、その辺はどう考えられているか、その辺をお伺いしたい。

#### ●市民活動支援課

最初の御質問に関しては、一つには、今までの稼働率がこうとか、利用人数がこうであったけれども、自分たちは創意工夫をして、もっと増やしていきますということも一つの方針として出てくる可能性もあるので、この稼働率に対して新たな申請者がどう取り組んでいくのかというのは、一つ確認のポイントになるとは思っています。

もう一つは、さっきも申し上げた稼働率が上がっていくということは、収入が、指定管理者としての施設の使用料が増えていくということになるので、そこが基準値として、今まではこうであったけれども、それに対してどれぐらいの利用を見込んで、使用料をどの程度増やしていくのかというところを判断いただく一つの指標になるのかなと思っています。

利用人数に関しては、なかなか難しいところで、どこを満足とみなすのかですが、今までの指定管理者の運営に関しては、先ほどのお話があった、うちとしては義務づけていない自主事業というのを非常に熱心に取り組んでいただいている、お部屋の利用に限

らず、様々な機会に子供たちが来るような工夫をしていたりとか、取組をしているので、指定管理者としては、非常によくやっただいていてというふうには評価はしていません。

#### ●〇〇委員

これで最後にしますけれども、逆に、そういう目標にするのであれば、こういう数字よりは、各部屋の時間。というのは、要は1時間で幾らですよ。だから、逆に言えば、その数字の目安ができるような数字のほうが、結局、人数に対して幾らじゃなくて、1部屋幾らですよ。

#### ●市民活動支援課

そうです。

#### ●〇〇委員

だから、その1部屋で1日何組使ったかとか、そうすると、それ掛ける250円とか、その目標ができるじゃないですか。人数だと、その利用料をアップするために算定が難しいとか、どう組み立てていいか、どう部屋の稼働率を上げていくかという目安が難しいかなと。

今は、要は1日、例えば平均10コマあって、3コマで今の売上げになっているから、収入になっていますよというのが現状として出ていまして、次の管理者は、1日4組、5組とか上げるようにすればいいのですねという一つの目標としては、部屋数、何時間使ったというのを指標にしてあげたほうが親切ではないのかなと思った。これは意見です。

#### ●会長

横からカットインしますけれども、これ委託する企業側の目線での話と、市側の目線での話というのは結構違いまして、委託先の企業の視点からすると、基本的にこの稼働率みたいな話は、利用料収入につながるという、お金の面での話になるのですけれども、一方で、市側からすると、この施設って、基本的にどの施設についても福祉の一環として提供しているという側面がありますので、1人でも多い市民に提供できているという人数が重要だったりするという側面もあるところなのですね。

今回の計算で当日資料として頂いているモニタリング評価表なんかを見ますと、利用状況の評価項目があるわけですね。9ページの一番下のところで、施設の利用状況ということで、過去との比較という形で、稼働率というところが、この施設をどのくらい市民に活用してもらったかというような指標として評価してもらっているというような実態もありますので、その兼ね合いですね。市側の指標としては、人数とか稼働率というほうが、どちらかというと重要という話かなと思います。

一方で、さっき御説明にあったように、募集要項に載せているというところの意味としては、もちろんこれから稼働してほしいという話もありながら、先ほど、金の側面ですよ。稼働率、何%ぐらいだから、前年度実績とかの経費の実績のところ、施設利用料金

なんか令和5年度ですと195万円みたいな金額が出ているわけですがけれども、これは各会議室の単価も出ているわけですから、そこで掛け算してやると、大体こんな内訳だなみたいなところで、収入予算とかを組むときの目安に使ってほしいみたいな意図もあるというような感じですね。

だから、そういう観点でいうと、さっきも言ったように、御指摘もありましたが、稼働率という単位で出されていると、そういう金の計算という側面だとちょっと不十分かもしれないというようなのはあるかもしれないという話ですね。

市側の指標としては、もちろんこれが重要だと思うのですがけれども、募集要項に載せるという側面では、組数みたいな話で、組数というか実際に使われたコマ数みたいな、実数単位もあったほうが、もしかしたらいいかもしれないという形ですかね。

これは、この施設に限らずの話なので、今後ほかの施設の募集要項を作るときも参考になるかもしれない御意見だと思うので、考えていただければと思います。

よろしいでしょうか。

では、質問、以上のようなので、事務局のほうで続きをお願いいたします。

#### ●事務局

それでは、これより5分間休憩といたします。休憩後、応募団体の準備が整い次第、始めますので、あちらの時計で2時まで休憩といたします。

(休憩)

#### ●事務局

それでは、これから白井市西白井コミュニティプラザの指定管理者の候補者の選定に係る審査を開始いたします。審査に当たり、事務局から留意事項を申し上げます。

まず、時間ですが、審査は団体からのプレゼンテーションが30分、委員からの質疑が30分、合計60分とします。

プレゼンテーションについては、団体の概要書、事業計画書、収支計算書の順で行い、必ず資料のページ番号をおっしゃってから説明してください。

審査は、事業計画書、収支計算書ごとに行います。よって、事業計画書等から逸脱したプレゼンテーションは、適正な審査ができなくなるため御注意願います。

また、事務局がベルを鳴らしましたら、終了5分前の合図です。2回目のベルで30分経過となり、そこでプレゼンテーションを終了します。

それでは、これから審査を始めます。プレゼンテーションは、あちらの時計で2時32分までとします。よろしくをお願いいたします。

どうぞ、お願いします。

#### ●特定非営利活動法人まちづくり西白井

今、御紹介いただきましたNPOまちづくり西白井でございます。本日は、審査会のほうに御参加させていただきまして、ありがとうございます。

これからプレゼンをさせていただきますが、まず、参加メンバーについて紹介をさせていただきます。左のほうから、監事の〇〇、それから、右のほうに館長並びに事務局長の〇〇です。最後に、私が理事長をしております〇〇になります。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、プレゼンに移らせていただきます。

まず、御提出した資料の中の2ページ目、初めに団体の概要になります。

我々NPOは、もともと自治会の集まりから派生したNPOになります。自治会のメンバーが、自治会の中ではなかなかできないということで、自治会の枠を超えてスピアウトした者が集まって、実はNPOができております。

設立は、2018年の1月26日に設立をしまして、西白井コミュニティプラザの指定管理者を受託したいという思いもございまして、その間、他センターへの修行ですとか、そういうものもやってきて、センターのノウハウというのを蓄積してまいりました。

現在、西白井コミュニティプラザを受託させていただいて約5年になります。ですので、法人ですとか施設を運営する上での有資格者については、全てそろっているというふうに考えていただいて間違いのないというふうに考えております。

法人の分野の活動分野につきましては、ここの真ん中辺に書かれていますとおり、1、まちづくりの推進を図る活動、2、災害救助の活動、3、地域安全の活動、4、子供の健全育成を図る活動、5、上記に係る連絡、助言、援助という活動を中心にNPOとしては活動してきております。その他、資格者については、ここに書かれていますとおりです。

次に参ります。3ページから8ページにかかりましては、我々法人の中期計画。中期計画という形で3年計画をつくって、見直しを図っているというような形です。この中には、企業理念ですとか行動指針、マインドですとか体制図等々を書かせていただいています。

我々の活動の中心になっているものはマインドでして、二つあります。NPOマインド、利他の精神ですね。これは御承知のとおり、稲盛和夫氏が本にも書かれていますとおり、利他の精神がないと、なかなか経営は難しいという中で、我々のバイブルになっている部分です。

それから、もう一つ、コミプラマインドというものもありまして、こちらは和顔愛語という言葉、宗教上の言葉ですが、笑顔で優しい言葉で対応しようという心に感銘を受けまして、コミプラのほうのマインドという形にさせていただいております。

次に、9ページに参ります。

9ページ、こちらのほうは管理基本方針になります。関係法令等を遵守することは当然のことですが、その上で我々法人が、このコミプラの運営として、どのような世界を実現していきたいかというところをこちらに書かせていただいています。

これまでコミプラの運営に携わらせていただいた5年間で見えてきたものがあります。それは、究極のコミュニティプラザを運営するためには、どうしたらいいかということです。我々が行きついたイメージは、市民の、市民による、市民のためのコミプラにすることです。指定管理者の実績を有している法人であれば、コミプラも市が求める基準の運営はできるというふうには考えております。しかし、プラスアルファ効果というのは、我々は現れないんじゃないかと思っています。

このプラスアルファ効果というのは、どのようなときに現れるのでしょうかということに関しては、この施設に関する思いの強さというものがプラスアルファで現れてくるといふふうに我々は思っております。

この思いの強さを表す一つの施策として、去年、コミプラの軒下に我々が投資をして火災報知器というものをつけました。これによって、実はもともとコミプラのテラスというものは使用不可だったのですが、そこを開放して、そこに椅子やテーブルを置いて、そこで皆さんが憩いの場所として使っていただけるようなところを設置しております。こういうところに関していいますと、民間の企業では、この費用に約〇〇〇円の投資を我々しておりますが、なかなか難しいのではないかというふうには考えております。

この思いの強さがプラスアルファの効果を生み、〇〇〇円を投資しても、当然皆さんの、市民のためになるというような役員会議の結論につながっていくというふうに我々は考えております。

この思いの強さを表す原動力としては、市民の、市民による、市民のための施設運営というのが成り立ってくるのではないかというふうに考えております。

また、白井市総合計画並びに白井市まち・ひと・しごと創生総合戦略に寄与すべく、境界を越えて交わるような拠点として、このコミプラを運営していきたいというふうに考えています。

今、述べさせていただいた、この二つの目標を実現の姿にするために、下記に書かれている五つの施策を展開してまいります。

一つは、老若男女、世代を超えた交差点、居場所づくりというのを継続してつくっていききたい。現在でも多くの方に利用していただいておりますが、さらにそこを推し進めていききたいというふうに考えております。

それから、2点目、新たなコミュニティ創生のための関連団体との連携によるトライアルの推進。これは、各管理団体とまだ連携ができていない団体もございますので、どうことができるかということにつきましては、できていない団体と関連づけをしまして、コミプラでサービスに展開していきたいというふうに考えております。

それから、3点目、リアル環境とデジタル環境のクロスオーバーによる誰一人取り残さない社会の実現に寄与していきたい。これは、よく言われますとおり、なかなか年を召された方等、スマホを扱えない、そういうようなお声もたくさん聞きますので、そういった

ものも全部フラットにしていきたいというふうな考え方から、ここに述べさせていただいております。

それから、4点目、誰もがふらっと立ち寄れる空間づくり。簡単に言いますと、コミュニティカフェみたいなものを設置したいなと思っています。先ほど少しお話しした軒下にテーブルや椅子などを置くことによって、そこでコーヒーを飲み交わしながら雑談をするなんていう姿が、非常に我々としてはコミュニティの原点じゃないかというふうに思っていますので、そういったところを開設していきたいというふうに考えております。

最後、5点目、コミュニティバリューの向上。どちらかというところ、市民、積極参加型のコミプラ運営を目指したいというふうに考えております。これは、どういうことかといいますと、市民の方が積極的にそのサークル以外のもの、我々のコミプラの運営にも参加していただけるようなことを将来的には考えていければというふうに考えております。

特に、最近ですとワーキッシュアクトというような考え方もありまして、通常の要は主たる業務以外に副業だとか、または、空いている時間でボランティアに使うというのは、これからのコミュニティに非常に大事だというふうに言われていますので、そういったところをもし目指すことができるのであれば、そういう姿を目指していきたいというふうに考えております。

次に、10ページに参ります。

市民サービスの向上の方法についてです。大きくは二つあります。

一つ目は、コミプラ職員のコンシェルジュ化です。職員は、傾聴技法を研修として受けておる職員を配置しておりますので、聞くことの大切さについては職員が熟知しているところです。また、民生委員が常駐しておりますので、敷居を低くすることによって、どんな些細な相談にも相談をしていただけるような状態をつくろうというふうに考えております。

二つ目は、地域関連団体との連携を深めて、新たな相乗効果を生み出せる仕組みづくりをしていきたいと考えております。直近では、七次台地区社協との連携によって、放課後倶楽部または子育てサロンというものを開設して、実際に市民の方に利用していただいているというような形でございます。

次に、11ページに参ります。

利用者ニーズの把握というところです。このページの中段ぐらいに書かれておりますが、この七つの方法ですね。窓口での利用者からのコメントですとか、施設のウェブサイトからの意見聴取、これ七つ書かせていただいておりますが、そういったものから情報を収集し、実行難易度、それから利用者へのメリット、デメリットを判別した上で、それぞれのここに書かれている分析表によって照らし合わせて、優先順位高いものから実行フェーズに移していくのか、または、しないのかというところを判断しております。

また、苦情トラブルに関しましては、苦情対応要領というものを定めまして、それに基

づいて対応をしているという形になります。次の12ページから14ページが、その苦情対応要領になります。御参考までに御確認ください。

それから、15ページに参ります。

緊急時の対応になります。ここに書かせていただいているとおり、人命第一優先という形で我々は対応してまいります。緊急事態の手順並びに緊急連絡網に従って、緊急事態のときには対策本部を設置し、対応してまいります。

また、保険に関しては、指定管理者募集要項にも書かれているとおり、公民館総合補償制度、賠償責任補償というところの保険に加入する予定でございます。

それから、16ページから18ページにつきましては、緊急事態の手順書になります。

それから、19ページから22ページに関しましては、緊急連絡網の文書となっております。

また、23ページ、24ページ、現在コミプラのほうを運営させていただいておりますので、現在入っている保険、これは要領について満たしておる保険ですけれども、一応コピーをつけさせていただいております。

それでは、次、25ページに参ります。

利用促進の方法についてです。七つの施策をここに挙げさせていただいております。

まず一つ目、コミプラの利用活動団体紹介による利用者の増加。二つ目、新しい活動団体発足支援による利用者の増加。それから、3点目、アンケート情報から意見等の取り込みによって個人利用の集客率アップにつなげていこうというところ。それから、4点目、コミプラかわら版によるタイムリーな情報の提供により利用率をアップさせていきたい。5点目、デジタル世代に向けてSNSを活用した西白井コミュニティプラザの魅力のアピールをしていく。それから、6点目、利用料金を電子決済などのできるようにして、これを継続して利便性のアピールをしていく。それから、7点目、自主事業の利用者、活動団体への施設アピール。この部分につきましては、この後のページで少し詳細を述べさせていただきます。

次、26ページ、27ページになりますが、これが今、述べさせていただいた部分のレビュー書の抜粋です。もう既に、こういう部分につきましては展開をしまして、かわら版ですとかホームページでの活動している団体の紹介。それから、実際にPay Payで電子決済ができるとか、利用者のきっかけづくりというようなところについては、既に継続していますので、これを継続していくという形になります。ここが25ページ、26ページになります。

では、28ページに参ります。

利用料金についてです。現行と基本的には変わりませんが、来期以降について一部変更をさせていただくところがあります。

調理室の料金を実は二つに分けています。もともと調理室を調理で使う部分と、調理室を会議室利用にするというところで料金を二つ設定させていただいております。調理を調

理室で使うところについては、現行720円のところを利用率をアップさせるために〇〇〇円にしたいというところに価格ダウンを設定させていただいております。会議室利用につきましては、市のほうに許可を得て、会議室利用の料金、ほかの会議室料金と同じような利用体系で使っていただくというような形で設定をさせていただいております。

次、29ページに参ります。

管理運営経費の削減方法です。大きくは四つございます。一つは、複数業者の見積り聴取をして、複合的な見地から業者選定をしています。二つ目、施設内、節電節水の励行をしています。これ、利用者に対しても職員に対してもそうですが、このような形で仕掛けをしています。三つ目、地域住民からの寄附品を最大限に利用して、これをイベント等に使うというような形で経費を削減しております。それから、四つ目、会計処理ですとか決算処理、勤怠処理等々を今の文明の利器、クラウドを使いまして、そのクラウドのシステムによって経費を削減していくというような形を取っております。

それから、30ページに参ります。

類似施設の運営実績です。まさに、この西白井コミュニティプラザの運営を設立当初のほうからさせていただいております。コロナ当初、コロナ禍に見舞われたときには、なかなかうまくイベントもできませんでしたが、最近コロナも明けまして、我々も本領発揮という形で、イベントの開催、それから施設の管理強化、体制の整備強化という形で、市民還元型の利益循環モデルを今、構築できてきております。

内容としては、先ほどと重複しますが、先ほどの軒下の投資によって、テラスのところの利用ができるようにしたとか、それから利用者からの御意見を取り入れて、大型ミラー、皆さん、写し鏡で練習をできるようにという形で大型ミラーの購入。それから麻雀卓の購入。それから展示用のハンガーレールの購入。それから先ほどとも重複しますが、調理室の会議室利用といったものも、こちらのほうで変えているという形になります。それから三つ目、利用者収入、受託予算の中から捻出した財源の下に、多くの自主事業を開催してきております。それから四つ目、民生委員の常駐により、ジャストインタイムの窓口の開催を継続していくというような形で述べさせていただいております。

それから、31ページ、32ページです。

こちらのほうが先ほど少し触れさせていただきました大型ミラーの増設ですとか、軒下の投資によってテラスで皆さんがにぎわっているですとか、あとは、32ページにつきましては、調理室の会議室利用というところに当たります。

それから、33ページに参ります。

市内での市民活動の実績というところになります。大きくは四つです。一つは地域の清掃活動。二つ目は交通安全の活動。三つ目は防火防災の活動。四つ目は大山口支部イベントの支援ですとかということを四つ掲げてやってきています。特に地域清掃の活動においては、富塚公園または二部山台公園はもとより、コミプラを中心にした西白井1丁目か

ら4丁目の間の範囲の清掃活動をやっております。当然、我々のまちがきれいになるとともに、犯罪抑止の効果もあるということから、最近では特に力を入れています。

また、ピリカという会社が提唱するピリカアプリというのがありまして、全国というか全世界ですね。散らばる同士の仲間たちと、ごみを拾い合った情報をシェアしながら、SDGsにも貢献をしているという形になります。

次のページに、そのピリカが提唱しているSDGsに貢献する部分、書かせていただいております。34ページになります。

では、35ページに参ります。

施設設備維持管理についてです。安全は全てにおいて優先されるというのをマインドにしております。その上で保守点検、施設管理維持、その他管理運営業務の一部を外部委託しております。

また、コミプラ職員においては、定期点検、日々実施しておりまして、維持管理に支障が出た場合は、所管課に報連相をさせていただきまして、日夜対策を取っているという形になります。

では、36ページに参ります。

管理体制です。指定管理者募集の条件にもなっております常時2名の配置を満たすために、常勤2名、非常勤3名で体制を組みたいというふうに考えております。

また、夜間についても直接雇用で対応してまいります。

研修計画につきましては、ビジネスマナー、業務研修、コンプライアンス研修、救急救命研修を実施する予定になっております。

それから、37ページ、38ページにつきましては、コミプラ職員の育成計画の抜粋になります。コミプラ運営に携わるために必要な能力、それぞれの役割が果たす内容、目標の設定からPDCAのサイクルを回しまして、個人評価へとつなげてまいります。

それから、39ページに参ります。

39ページにつきましては、職員育成のスケジュールになります。年間のスケジュールというふうにお考えいただければと思います。

次に、40ページです。

個人情報の保護についてです。当法人は、個人の権利、利益を守るために業務を行うあらゆる場面において個人の情報を適切に扱い、保護することは社会的に責務だというふうに考えております。

また、個人情報に関する法律並びに関係諸法令等を遵守するとともに、個人情報保護に関する基本方針を定め、個人情報保護に関する社内体制及び取組を強化して、継続しています。

それから、41ページに参ります。

その他関係法令の遵守です。西白井コミュニティプラザの運営に関しては、公共性、地

域性強い事業でありますので、市民並びに利用者の信頼に基づく運営を継続するために、指定管理者募集要項に記載されています関係法令並びに関係の規則を遵守し、コンプライアンスを重視した運営に努めてまいります。

それから、42ページに参ります。

先ほど25ページで、利用促進のところでの後のページで説明させていただきますと言ったのが、このページになります。自主事業による利用者、活動の施設アピールの部分の詳細説明になります。大きく分けると、三つです。一つは市民体験型、二つ目は活動支援型、三つ目は広場参加型という形になります。

大きなものだけお話ししますと、例えば市民体験型では、西白井地区自治会と連合して一つのイベントを開催していきたいとか、また、リアル避難所の体験所、要はコミプラを、被災したときにどんな状況になるのかというものを一晩、親御さんと一緒に泊まって、どういう状況になるのかということも体験していただくことで将来的な備えになるんじゃないかというようなことも考えております。その他は、ここに書かせていただいているとおりです。

それから、43ページから47ページにつきましては、5年間の収支計算書になります。

それから、48ページから57ページ、これは5年間の人件費の内訳となっております。

それから、58ページにつきましては、5年間の管理体制、職員の配置計画書になります。

それから、59ページから64ページ、5年間の勤務シフトパターン表になります。

それから、65ページ、66ページにつきましては、誓約書になります。

それから、67ページ、69ページは、履歴全部事項証明になります。

それから、70ページから80ページ、これが当法人の約款になります。

それから、81ページについては、社員の名簿の抜粋になります。

それから、82ページから96ページについては、令和4年度のコミュニティプラザの事業報告書の抜粋です。

それから、97ページから112ページについては、令和5年度のコミュニティプラザの事業報告書の抜粋になります。

それから、113ページから118ページ、これについては、令和3年、4年、5年度の貸借対照表及び活動計算書になります。

それから、119ページから123ページは、令和3年、4年、5年のNPO法人としての事業報告書になります。

それから、124ページから148ページ、これにつきましては、NPO法人の令和6年度活動予算書、事業計画書、直近の確定申告書、その他決算に関わる書類になります。

それから、149ページから155ページについては、納税証明書になります。税金の未納、滞納はございません。

最後に、まとめとして述べさせていただきたいのは、先ほど少し触れさせていただきました

した市民の、市民による、市民のためのコミプラ、この思いの強さを持っているのは、当法人が一番強いというふうに考えております。

御清聴ありがとうございました。

●会長

ありがとうございました。

では、質疑のほうに入らせていただきたいと思います。委員の皆様から、御質問等ございましたら、挙手の上で御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、私から、まず質問させていただきたいと思います。会長の寺嶋です。よろしくお願ひします。まずなのですけれども、応募様式5の7、29ページですね。管理運営経費の削減方法についてのところで、一番下のところで、会計処理、決算処理等、積極的にクラウドを活用したシステムを使用して経費抑制ということで、これは法人単位での話だと思ひのですが、会計処理等については、税理士や公認会計士等に委託しないという形を取っているという理解でよろしいですよ。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

はい、そのとおりです。

●会長

そこ、ちょっと気になるのですけれども、冒頭の2ページのところの団体の概要書のほうを見せていただくと、有資格者のところで、会計系の資格をお持ちの方は、日商簿記検定3級の方が1名というぐらいになっているのですけれども、これは、この方が会計系の処理を担当されているという理解でよろしいのでしょうか。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

そうですね。一応2名いるのですけれども、担当しております。

●会長

資格としては、日商簿記検定3級をお持ちの方がやっているという理解でいいですか。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

そのとおりです。

●会長

分かりました。ありがとうございます。私からは一旦。

お願ひします。

●〇〇委員

〇〇でございます。御説明ありがとうございました。

私は、2点質問ございまして、様式の5の8でございます。30ページでしょうか。ここで2点あるものですから、一つは、一番下に民生委員さんの常駐ということがあって、すごく興味があるというか、面白い試みだなと思ひのですけれども、具体的にはどんな配置になるのでしょうか。例えば、1週間のうち曜日を決めるとか、必要に応じて来ていただ

くとかということ、常駐と書いてあるので、ある時期は一定期間いて、時間というのでしょうか、おられるのかなと想像しているのですが、そこを質問したいです。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

実は、館長が民生委員です。ですから、常に話を聞ける状態を保っていると。なので、民生委員というと、なかなか敷居が高くて行きづらいというふうに皆さん考える方が多いのですが、コミプラに来ていただければ、対民生委員ではなくても、その悩み事を打ち明けていただいて、話を聞くということができますよと。現に、そういうことも実は年に何件かありますから、そういった面では、敷居を低くした上で、悩み事を相談するところがありますよということであれば非常にいいのではないかとというふうに考えてございます。

●〇〇委員

今、実績なのですけれども、実績という変な言い方ですけれども、年に数回とかとございましたけれども、その程度なのではないでしょうか。残念ながら、どうですか。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

では、私から回答させていただきます。

回数をカウントしたことは、正直ございませんけれども、日々の利用後に少しお話聞いてもらってもいいかしらというような入り口から入られる方はいらっしゃいます。

ただ、毎日のようにとか、毎月必ず何人とかいうのはありません。ただ、その方が話を聞いてほしいと思ったときに、お話をしていただける環境を整えているというようなふうに御理解いただければと思います。実際に御家庭の悩みとか、お孫さんのお話であったり、御家族のお話であったりを聞くことはございます。

ただ、民生委員としては守秘義務がございますので、具体的には申し上げられないところは御理解いただければと思います。場合によっては、しかるべき公共機関、例えば高齢者福祉課さんであったり、地域包括さんにつなげたこともございます。

以上です。

●〇〇委員

ありがとうございました。

それと、もう1点なのですけれども、同じページで、ほかにもありましたけれども、火災報知器を設置したという話があって、非常に有効スペースを利用されているようなのですけれども、非常にいい話だとは思うのですけれども、一つ疑問なのは、お宅に質問するよりも支援課のほうに質問したほうがいいのかもしいかなのですけれども、要するに、消防設備を設置するときに、私のイメージだと、物を持っている市役所のほうで設置して、もちろん、それは消防法上、必要最低限の設備はされているということだと思いますけれども、そういうテーブルで解決したほうが、法人にとってはいいんじゃないかという気がしないでもないのですけれども、ちゃんと減価償却まできっちりされているのですけれ

ども、すごく積極的だなと思って、この評価表にあると思うのですけれども、それは、どんな感じなのでしょう。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

市の方がいらっしゃるのも非常に申し上げにくいことではあるのですが、当初から市役所のほうには相談をさせていただいておまして、ここに、その火災報知器をつけないとテラスが使えません。そうすると、西白井コミュニティプラザの魅力が半減しちゃうんですね。ここが使えなくなると、いろいろなイベントで使いたくても使えない。なので、何とか市で捻出していただけないかという話はさせていただいておったのですけれども、なかなか市の財政も厳しいという中で、難しいというような話もございまして。であるのであれば、我々で投資して、そこを使えるようにしましょうと。それも当然、市と協議書を出して、協議の上、我々が投資しますという上でやった施策になります。

●〇〇委員

ありがとうございます。

●会長

ありがとうございます。

その他、御質問いかがでしょうか。

●〇〇委員

〇〇です。今日はプレゼンありがとうございました。

様式5の9で、いろいろと清掃活動とかされているようですけれども、これは市の委託とは関係なく、自主的に始められたという認識なのか。受託をするには、こういうことが義務づけられているとか、そういうことなのか、そうじゃなくて、地域とのコミュニティの中で、こういうことをしていったほうがいいとNPOさんの中で決められて、自主的に始めていらっしゃるのか、やられているのか、その辺はどうでしょうか。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

市のほうから、この案件を受託するために、何か掃除をなさいと言われたわけではないのです。当然、NPOとすれば、その受託の前に設立していますので、その中で一番気になったのは、やっぱりごみが多かったということなのですね。市のほうに相談したら、実は公園の掃除とかについては、委託料金は少ないのだけれども、各地域で立ち上がったところ、法人が、少ないお金でやっているよという話を聞きまして、であるのであれば、法人の中で受託をさせていただいて、地域の公園をきれいにしよう。

公園だけじゃ物足りないよねという話で、もともとは、幹線道路が通っているのですけれども、あそこによくごみを捨てていく方いらっしゃるのですよ。それが非常にまちを悪くしている。見た目に悪くしている。それを要は公園の清掃を受託させていただくと同時に周りもやっちゃおうということで、先にそっちがスタートしました。その上で、西白井コミュニティプラザの受託をさせていただいたという形ですので、特に何かそこに関係

があるわけではなくて、もともとは、まちをきれいにしようというところがスタートですね。

●〇〇委員

どうもありがとうございました。

●会長

ありがとうございます。

その他、御質問。

では、お願いします。

●〇〇委員

御説明ありがとうございました。〇〇と申します。

非常に崇高な理念で施設運営されていらっしゃるなということ、本当に頭が下がる思いでいっぱいあります。

そこで、あえてお尋ねしたいのですが、例えば、いろいろなところに関係してくるのですけれども、例えば様式5の1、冒頭の事業計画書を拝見いたしますと、非常に片仮名文字が多いのでしょうか。見る人が見れば分かる。でも、ぱっと見、何だろう、これはとってしまうような方も、西白井、お若い方がきっと多いエリアですので、そんな心配は、もしかするとないのかもしれないのですけれども。何が言いたいかといいますと、新たな利用される方、特にお年を召した方ということなのですけれども、その辺り、何か独自におやりになって、かつ、それが例えばこういうような取組で利用者が増えたというような何か実績といいましようか、実感といいましようか、何かあれば御披露していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

これは、5の1に関してのみということですか。

●〇〇委員

別にフリーで結構です。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

利用者促進のところにも書かせていただいたのですけれども、先ほどの軒下のものも、実は我々も思っていたことですし、利用したい市民のほうからも声がかかったというお話も、実は事例としてあります。

または、大型ミラーですとか、先ほど調理室を会議室利用するという話も述べさせていただきましたが、あれも実は利用者から言われたことです。当然、我々の気づくこともありますし、仕掛けをする中で、利用者の意見というのは非常に参考になりますので、そういったものを取り入れるということであれば、この5の1にかかわらず、片仮名で書いてあることは難しいのですけれども、実は括弧書きで、要は、こういう意味ですというのは述べさせていただいているのですが、将来のイメージ図と今の現状にギャップがありま

す。そのギャップを埋めていくために、我々はこのことをやっていきますよというふうに御理解いただければというふうに考えております。

また、我々の地区は、非常に今、過渡期でして、昔は私の子供も小さかったのですけれども、私の子供ももう大きくなりまして巣立っていっていると。そうすると、子供も少なくなっていくって、これから老人が増えていくということになりますと、コミプラの利用の仕方が実は変わっていくんじゃないかな。そうすると、先ほどから老若男女というところ、子供の多い世代から、今度は老人の多い世代へ、どのような市民サービス、または、どのような要求が変わっていくのかということをつめるために、情報を取り入れていきたいと考えています。

●○○委員

ありがとうございました。

関連してなのですけれども、今、取り組んでいらっしゃる、市内、他の地域に還元したりですとか、あと、そうしたことを踏まえてといいましょうか、経ることによって、例えば市外からの御視察ですとか、県外からのいろいろなつて、このホームページで発信したりとかということを見て、他の自治体から、例えば視察ですとか、そういったものというのは結構おありでしょうか。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

実際ありました。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

地区とか時期は、ごめんなさい、メモしていないので忘れてしまったのですが、市には、そのときに報告はさせていただいております。

実際にコミュニティプラザを利用された方が、とてもすてきな空間だと。どうやら、その方は、遠方の土地ではあるのですが、御自身の土地を持っていらっしゃるって、その土地の有効活用の仕方を模索しているところだった。なので、もし、こういう施設がそこに建つのであれば、ぜひ参考にしたいということで、いろいろ建設上に係ることも踏まえて質問を受けたことがあります。

ですので、早速、所管課のほうに、こういう方がいらっしゃるということで、つながせていただいたことはございます。このセンターに来て、すてきだから、ここはこういうふうな、どういうふうなつくりをしているのとか、どれぐらいのお金がかかっているのとか、そういうふうにならちょっと掘り下げた興味を持たれる方というのは、実際にいらっしゃいました。これは全て報告はしております。

●○○委員

だんだん横道にそれちゃう気がするのですけれども、それは施設運営のほうで御関心を持たれる方がおられるか、それとも、ソフト面といたらいいのでしょうか、コンテンツのほうで御関心をお持ちで、お見えになられる方が多いか、どうですか。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

どちらもありまして、市に即効報告するのはハード面、建物のほうは、私たちではお答えしかねることが多いので、市のほうにすぐに連絡はしますけれども、私たちが取り組んでいる、例えば今、一番注目されているのが健康麻雀の講座であるとか、そういうものについては、他センターの方からも、どういうふうに講師をとるか、そういう一緒に白井市を盛り上げていくために共有できる情報があるのであれば、ぜひ教えてほしいわというようなお話を頂いたことはございます。

なので、ハード面もソフト面も、いい意味でうちを見て、うちもやってみようかなと思ってくださる方が、市内、市外問わず、いらっしゃると私は自負しております。

●〇〇委員

ありがとうございました。

●会長

ありがとうございます。

その他、御質問いかがでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

〇〇といます。よろしくお願いします。

自主事業ということで、頂いた資料の33ページにも、活動実績とか活動ということで一応何項目か載っかって、これが自主事業ということでよろしいのですかね。今、それは市からの応募要領といたしますか、募集要領には、特にこういったような文言が書いていないけれども、御社のほうでは、こういうことをやるよと、ある意味では自主事業ですかね。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

そうです。

●〇〇委員

このほか書いてある4項目以外、何かほかに自主事業としてやっておられる、やりたい、これからやる、もしくは今までやっているから継続するというようなものはありますか。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

すみません、もう一度ページ数を教えていただけないでしょうか。

●〇〇委員

33ページ。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

33ページは、お納めした資料だと、市民活動の実績のところのページに当たるのですがけれども。

●〇〇委員

これはNPOさんとしての実績で、施設の運用とか、今回の西白井のほうの取組とは関

係のない、御社としての実績ということですか。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

施設とすれば、42ページに、先ほど述べさせていただいたとおり、大きく分けると三つの項目がございまして、それぞれこんなことをやっていきたいというのをここに書かせていただいています。

●〇〇委員

先日、見学に行ったときに、学童保育みたいなど言ったら変ですけども、学童が廊下に机を置いて、結構楽しそうにやっていたので、いいなど、自主事業の一環だなど、非常に素晴らしいと思ったのです。そういうのも具体的に今後、継続するよとか、そういったことを書いていただいたほうが、アピールしていただいたほうがいいのかなということ。

そのほかに、個別に何か自主事業としてやりたいこととか。結構、割かし、ほわんと書いてあるので、具体的にこういうことをするぞという計画は今、持っておられますでしょうか。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

自主事業につきましては、皆様、御承知のとおり、コミュニティプラザには事前の予算というものが組みまれていませんので、前年度の収益がこれぐらい上がったので、次は、次年度に市民の方にこういう形で還元していこうというふうな考え方で自主事業を考えていきますので、年度初めから、かっちりと、これとこれとこれをやるというふうに書くのは、なかなか難しい立ち位置にあるセンターであるということから、42ページの市民参加型の講座であるとか、そういう市民の皆様とのやり取りの中で、こういうことをやってみたいんだよというような声を拾ったら、講師としてされてみますかというような会話の延長で生まれたようなものを自主事業という名前の形に変えて、講師をやりたいという思いをかなえるとともに、そういうものをやってみたいという受け側の思いもかなえるとような、つなぐ役目をしているという、そういうやんわりとした自主事業の提案しか文字化できないというところは御理解いただければありがたいと思います。

●〇〇委員

分かりました。

●会長

ありがとうございます。

その他、御質問等いかがでしょうか。

私から、もう一度質問させていただきたいのですけれども。今、自主事業のお話ありましたけれども、その関連で、既に過年度にいろいろ試みていただいていることがあると思うのです。そこについてのもうちょっと具体的な効果といいますか、実際のデータが手元にあるということはないかもしれないのですけれども、体感的な意味で少しお話を聞き

たくて。

例えば、P a y P a yを導入して利用促進につなげたですとか、あと、先ほど何回か御説明があった火災報知器を導入して、テラスを活用できるようにしたというお話、あと、調理室の会議利用をできるようにしてみたというようなお話。この3点で具体的に、どのくらいそれぞれ利用促進ですとか、利用の案件があったみたいなところがもしあれば、お伺いしたいなと思っているのですが、いかがでしょうか。

#### ●特定非営利活動法人まちづくり西白井

P a y P a yのほうですけれども、実際にP a y P a yで決済をされる方は、多いときで4割ぐらいあります。

今まで私たちは、5時15分以降は、おつりがない場合は、お受けできない、小銭の金庫に鍵がかかってしまう関係でというところでも、お断りをするしかできなかつたのですが、P a y P a yが使えるようになると、じゃあP a y P a yで払いますと。なので、夜9時まで時間を長く受け付けることができるようになりましたので、支払いがちょうどできないがために、諦めて帰ってしまって、そのまま戻ってくるができなかつた方とかを減らすということには大きく貢献しているのではないかと思います。

次に、テラスなのですが、もちろん机や椅子を置いたりして、活動の場を広げる、憩いの場を広げるというところでも大活躍はしているのですが、もう一つ、コミュニティプラザの駐輪場は屋根がございませんので、雨が降っている日とか暑くて仕方ない日にも、これまでは駐輪場に置いていただくしかなかつたのですが、軒下が使えるようになりましたので、暑いですよ、サドル熱くなって大変ですよ、ハンドルも熱いですよ、どうぞ調理室の前にお止めくださいというような案内ができるようになりましたので、非常に喜ばれている一つでもございます。

三つ目の調理室なのですが、これは先日、見学にいらっしゃった際にもお話ししました内容になりますので、重複にはなるのですがけれども、会議室が満員で利用ができない、今、調理室しか空いていないという状態。ただ、料金が720円で高いんだということで諦められていた方が、会議室利用の場合は料金同じなので、ぜひ御利用くださいという声で非常に喜んでいただけて、ひどい日は、ひどいという言葉は正しくないのですが、利用が少ない場合は、ほぼ何も利用がなかつた調理室が、常に会議室利用の方が入っているというような曜日もございますので、非常に大きく利用促進につながっているのではないかと思います。

あとは、調理室、人が歩く道路に面しているお部屋になりますので、あえて活動を見ていただきたいという、例えば営利のお教室であるとか、そういう先生方は、ブラインドを開けたりして、あえて見せる活動ということにも重宝しているということで。実際に見学できますかというふうに入っていられちゃった方とかいらしゃるとお聞きして、生徒さんも増えたと聞いておりますので、安定した教室の開催も寄与できているのではない

かなと思っております。

以上です。

●会長

ありがとうございます。

もう少しだけ深掘りさせていただきたいのですけれども、まず、P a y P a y に関しては、4割近くが占める日もあるというようなお話でしたけれども、利用する年齢層としては、若年者のほうがP a y P a y で払われるということは多いですかね。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

逆ですね。御年輩と言っていいか、皆様お若いので、若い方よりも、60過ぎ、70前後ぐらいの方も、普通にP a y P a y でお支払いされます。

●会長

あと、立ち入った話になりますけれども、手数料負担的にはどうですか。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

手数料は、こちらが1.98%に消費税がかかるものを差し引いた金額をP a y P a y さんのほうから振り込んでいただいていますので、私たちが全部かぶるということでおります。

●会長

ちなみに、それ財務諸表的には、どの項目になるというのはお分かりですか。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

勘定科目としては、支払手数料として対応しております。

●会長

分かりました。ありがとうございます。

あと、先ほど軒下の御利用については、今のお話だと、結構フレキシブルに利用されているという感じだと思うのですけれども、これは市民の活動で使うという事例としては、何かあたりしますか。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

活動で使う事例もございます。例えば直近と申しますか、大きなイベントをされたのが近隣の自治会さんなのですが、お餅つきのイベントをすると。調理室は避難所になることも想定されていますので、駐車場への掃き出し窓が大きく設計されています。ですので、調理室で作ったものを軒下で販売するというような、部屋を必要以上に遠回りせずに、ダイレクトに部屋と軒下を一つの空間として活用するイベントにも実際つなげていっていますので、非常に喜ばれております。

●会長

ありがとうございます。分かりました。私からは以上になります。

ほか御質問いかがでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

〇〇でございます。苦情対策とか、それから緊急事態の手順書とか、内部通報とか、いろいろ整備されているようなので、これはぜひ中身のある、あれにさせていただきたいと思えますし、そういうお気持ちだと思うのですけれども。一つ、個人情報のところで、40ページ、個人情報保護に関する基本方針、定めてあると書いてありますが、これ残念ながら資料がついていないので、後でまた教えてください。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

すみません、NPOのホームページにありますので。申し訳ございません。

●〇〇委員

あと、支援課のほうに行けば、あるのかどうかあれですけれども。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

またお伝えしたいと思います。

●〇〇委員

よろしくお願いします。

それと最後に、その特記すべき事項だから、42ページでリアル避難所体験イベント開催でございますけれども、これは今年度の予定といいましようか。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

今年度ではなくて、来年度以降の中で、当然、近隣の自治会とも協議していかないと、親御さんも含めて泊まっていたと、当然、市との協議も必要ですので、来年度以降という考え方で今、思っています。

●〇〇委員

個人的な話になっちゃうのですけれども、私の地区でも、コロナ前なのですけれども、PTAが中心になって、体育館に泊まり込みのリアル防災をやったのですけれども、非常に好評で、残念ながらコロナで中断しちゃって復活していないのですけれども。ぜひ実施されたらいいかなと、勝手なことを言います。

以上でございます。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

ありがとうございます。

実際に具体的に考えていくときには、危機管理課さん等にもお声がけをして、より充実した内容にできるようにしていきたいと思えますので。ありがとうございます。

●会長

ありがとうございます。

そのほか御質問いかがでしょうか。

よろしいですかね。

では、質問出尽くしたようですので、事務局のほう進行をお願いいたします。

●事務局

では、以上でプレゼンテーションを終了いたします。ありがとうございました。

●特定非営利活動法人まちづくり西白井

ありがとうございました。

●事務局

以上をもちまして、まちづくり西白井の方は、審査を終了いたしますので、長時間の説明、審査、大変お疲れさまでした。

では、退室をお願いします。

それでは、これから採点及び委員間の討議をお願いします。

なお、討議については、自らの採点結果を明かすことのないように質疑や討議をしていただきますよう、よろしくをお願いします。

●会長

それでは、採点に当たりまして、委員間で討議したいことがありましたら、挙手の上で御発言をお願いいたします。

まず最初に、財務面について、少しお話しさせていただきたいと思います。基本的になのですけれども、財務数値だけを見る限りでは、そこまで問題はありません。というのも、こちら説明の中でもありましたけれども、基本的にこのコミプラの運営が収入、支出ともにメインというか、8割、9割ぐらいを占めるという話になりますので、市からこの運営費が払われて、それを予算の中で執行するという範囲内ですと行われる限りでは、特に破綻とかというところの懸念は、そんなに考えなくていいかなというところですね。

あと、現状の資産と負債の状況から見ましても、現金預金に対して、現時点で払わなければいけない金額という辺りは、大体半分ぐらいという話になりますので、何かあって即座に払わなきゃいけない場合でも、払うだけの現金はあるというような形ですね。なので、基本的にはそこまで財務的に懸念しなきゃいけないところというのは、私の目線からは少ないかなというところなのですが。

1点、私が最初に質問したところなのですが、法人が会計処理を専門家に委託しないで自前でやっているということで、該当分野に明るい役員がいるということで、その人に任せているということなのですが、該当分野に明るいという人が簿記3級を保有者ということで、簿記3級って、正直、会計のことが知らないわけではないという程度の資格になるので、ちょっとというか、個人的には大分不安ではあります。本当にちゃんとできているかというところですね。この辺りは、〇〇委員のお話も聞きたいところではあるのですが、そこがちょっと不安ではあります。出てきている資料的には、財務的な問題は、そこまでないかなという印象ですね。

私からは、一旦以上です。

いかがでしょうか。

●〇〇委員

こういう指定管理者というのは、税務調査とか入らない。

●事務局

市としては、特にそこは。

●会長

基本的には、普通に税の支払いのときに、そちらから調査が入らなければ、追加では入らない。

数字の信憑性だけ、どうなのかなというのが、私からは心配なのですけれども。

●委員

そこは分からないですね。

●会長

そうですね。出てきている数字だけでは、特に不安なところはないのですけれども。

●〇〇委員

理事長にしても、そんなに変な人ではないのは事実だと思うので。とんがっているのは事実だと思いますよ。けれども、この数字をごまかすようなことは、していないんじゃないかなとは思いたいというか、思えるという。

●会長

ちなみに、これ今、施設の職員の方というのは、法人のメンバーなのですかね。それとも地域の。

●〇〇委員

多分、地域の人を雇っています。

●市民活動支援課長

法人のメンバーで。

●会長

法人のメンバーで基本的には回している。

●市民活動支援課長

そうですね。先ほどお話があったとおり、理念に賛同できるか、できないかというところで、法人のメンバーが減少したりとか。ただ、今のところ支障ないと思っていますけれども、数人、離脱したというふうな話もあったりというのはありますが。今の先ほどいらしていた管理責任者と、あと常勤の職員の方というのは、非常に同じ理念を持って、しっかりと二人とも運営してくださっているなというのが、今の状況ではあります。

●〇〇委員

地域に寄り添ってだから、大丈夫かしら。そんな疑いの目で見ちゃいけないのかもしれないけれども、大丈夫なのかな。

●市民活動支援課長

一つ、残念だったものとしては、実は、大山口小学校区のまちづくり協議会に人を出してくれていたのですが、今回の法人のメンバーが減少したということで、まち協からは、委員としては離脱するということが今回なりました。そこは、まち協のほうからも、残念だというお話は、実は法人さんとお話をし、今回どうしてもメンバーが減ったので、まち協には人が出せないというような回答で、まち協さんも、それは納得したという経過があります。

なので、先ほどのリアル避難所訓練に関しても、うちとしては、ぜひ、まち協と連携して、防災の取組というのは、まち協でも頑張っていることなので、委員としては外れましたけれども、まち協と連携してやってほしいなというのはあります。課題はありますが、今のところは、しっかりとセンターの運営はさせていただいているという状況です。

●会長

提案内容的には、いいんじゃないかなという印象を大分受けるのですけれども、いかんせん、ここの法人から上がっている資料なので、実態がどうなのかというのが、やや気になるところではあります。

●〇〇委員

あと、利用者の実績とかがあんまりないですね。何人来たとか。よくある資料で、これには何人参加しましたとか、ほかの施設なんかではよくあるのですけれども、今回それがないということなのですか。

●〇〇委員

確かに、いろんな項目は、いろいろな点を上げているのだけれども、これに何人参加したというか、その辺の実績は、書いてはないです。

●会長

一応、施設の稼働率は、目標に対して何%みたいなのはありますけれども、そのぐらいですね。1個1個のイベント単位では、出されてはいないです。

●〇〇委員

ページ数でいうと、4年度、5年度のカラーで。

●会長

この辺りだと、一応ありますね。定員何名に対して、何組、何名参加というのはありますね。後半のほうですね。カラーのあるやつ。多分、市への評価の際の報告資料がそうなのですけれども。これ見る感じだと、想定定員どおりってほどではないですけれども、結構参加者は、いるっぽくはあるのですよね。

●〇〇委員

来ている人たちが固定化しちゃっていないかなというのも。

●会長

それも確かに可能性はありますね。

●〇〇委員

それで、お年寄りの方どうですかとか、よその地区からどうですかということ聞いてみたのですけれども、あんまり自分にとっては、納得いく答えじゃなかったの。

●会長

その点でいうと、ほかの施設の場合は、そもそもその段階に行っていない施設も結構あるわけですから、そういう意味では、結構進んでいるフェーズにある施設かなとは思いますが。

いかがですか。何か共有しておきたいコメント等おありでしたら。

●〇〇委員

基本的には、施設の運用だとか、管理とかいうのは主目的ですよ。

●会長

そうですね。

●〇〇委員

今、皆さんがお話ししているのは、それプラスアルファのことだと思うのですが、少なくとも応募要領書には書いていないのですよね。それをとやかく言っても、仕方がないんじゃないですか。

●会長

そうですね。ここの独自の。

●〇〇委員

もし、そういうことで気になるのであれば、応募要領書に自主事業はこうあるべきだみたいなことをうたって、評価項目にしてくださいと。それを問うみたいな。ただそのとおりにやったか、やらないかという。それも何かぼやかして応募要領書作っておいて、ああ思う、こう思うじゃ、ちょっとかわいそうな気がします。

●会長

それはそうなんです、確かに。

●〇〇委員

逆に、もっと一般的な話しちゃうと、150ページものプレゼンテーションの資料を15部出せと、10部出せとか。今回はたまたま1社だったけれども、これがそのまま、何社かが応札して、落札できなかつたところ、これ結構こんな各社作って出すわけですよ。10何部も。市が要求しているから、応募要領書では11部出せと。無償でいいのですかという話になっちゃう。

私も民間の会社に長いこといましてけれども、入札も何十回とやっていますけれども、市によっては、入札手数料というか、出します。入札手数料ですよ。それ資料作成費のために。そのほうが皆さんちゃんと真面目に積算してくれるでしょう。そういう市も中には

ちょっとあります。

●○○委員

CD-ROMとか、そういう電子データでというのは、よくありますよね。ここまで紙でというのは、最近では、もしかすると傍流になってきているかもしれません。

●○○委員

逆に、11部出してくださいと、出したところだと、ちゃんと書いてある。もし、CD、電子データで出すのだったら、これ、印刷するのは、市のほうがするようになるわけですね。そこまで、例えば印刷して、落札できなかった業者に対して、いるものかなと正直。これだけ、コピーするだけでも2,000円、3,000円、5,000円かかるわけです。資料の中身作るの、また別になってくるんじゃないかな。10何部のお金が入って、印刷してくれて、それをちゃんと出したものには出しますよと。

●○○委員

それ分かった上でエントリーを、して下さるので。

●○○委員

もちろんそうなのですから。

●○○委員

今は、そこで、その内訳の部分はあるのかもしれませんが。

●○○委員

それは、そのとおりなので、だから、力の問題ですよ。だから、そういうのは業者として、一部入札したという指定管理じゃないですから。こんな勤務概要を3冊、4冊出せというところがあったのです、昔。大変ですよ、作るのが。それも3週間以内で、現場見て、設備要領書なり全部出せと。プレゼンテーションをするのですよ。ひいこらひいこら、大変なお金と時間と手間とかかって、結局落札できませんでした。結構大変ですよ、やられるほうは。それを分かった上で入札しているだろうという上から目線ですよ。

●○○委員

でも、仕組み上しようがないですよ。どうする。じゃあ、これを改善しようといっても、なかなか。

●○○委員

僕、じゃあ、そういうつもりはない。たまたま話がこうなっているから。だから、そういうことでも、来週4社ぐらいあるわけですね。

●事務局

そうです。

●○○委員

そういうことをお互い、仕事をやりたいのは、入札、応募するのだけれども、ちょっと厳しいかな。正直そういう気持ちだ。

●会長

いろいろな施設で応募者がいないということが、かなり問題になっている状況からすると、そこは結構着手できる簡単なポイントかもしれないですね。データ提出可というのは。

●〇〇委員

今回の応募者ゼロだったら、どうなるのですか。今回たまたま1社があったわけで、応募者ゼロの場合は。

●事務局

ゼロだった場合は、時期が間に合えば、再募集を行う。ぎりぎりのところまでは募集して、それでも来なかったら、最終的には直営でやっていくしかない。

●〇〇委員

ですよ、直営ですよ。

●事務局

はい。

●〇〇委員

直営といたって、人出せるのですか。

●事務局

そうですね。厳しいですよ。今やっていないと。

●〇〇委員

閉めるわけにはいかない。

●〇〇委員

大体そういうときは、予算を組み直して業務委託にします。全部仕事をぶつぶん割って。清掃委託、何ちゃら委託、何ちゃら委託、何ちゃら委託。それを丸っと出せるというのが指定管理者制度なので、行政側にとってみると、非常にメリットはあります。これ分割して、それこそ役所で全部仕様書作って、入札にかけてなんて、それは本当に大変です。

●会長

大体かなり多くの施設で、現行で管理しているところしか出してこないというのがかなり多くて、これで競争になっていないけれども意味あるのかなみたいなのも、結構前から議論になっているのですよね。

また、今回の設備投資とかのところを考えたときに、もちろん、そもそも一定額以上の設備投資の話の場合は、市を通してというようなのがあから、しようがないのですけれども。収支計算書で出させるという形にすると、設備投資の場合は、導入したタイミングに全額が支出になるという話になるので、予定に組むと、絶対にオーバーするという限界があるのですよ。その点、会計的には、それ減価償却という形で費用を配分するという形になるので、使っている機関に渡って配分されるから、単年度で見ると、収益と費用とし

ては釣り合うみたいなのがよくあるのですけれども、収支計算で出させるというのにすると、当然、設備の投資みたいなのは組み込めないというのは感じますね。

例えば、今回ので、火災探知機みたいなのが、これから導入しようみたいのを予定に組むとしたら、どこに入れても支出のほうオーバーするので、募集要項のほうに支出のほうが高い提案をしたら失格ですと書いてあるので、原理的に提案できないですよみたいなのを思ったりしますよね。

●○○委員

それを、どういったら解決にする。

●会長

一応、収支ではなくて、発生主義に基づいた収益と費用という形にすれば、支出じゃなくて減価償却費という形で終わって、同意はできているのですけれども。

そうすると、今度は向こう5年で依頼するということと、ちょっとかみ合わせが悪くなるのですね。設備を導入すると、火災探知機だったら、例えば20年とか使うわけなので、向こう20年間の費用という形で、自分たちが担当しない期間にも費用を押しつけることができるようになってっちゃうので。そうすると、この5年だけ取ればいいやみたいなどころは、設備導入しますよみたいな。費用で割ると収まっているのですよみたいにするのと、5年間終わった後は、次に事業者が頑張っねみたいなことが制度的にはできちゃうので、それはそれでフェアではないとかもあったりはするのですけれども、ちょっと難しいですよ、これは。何か考えられたほうがいいのかなどは思いますけれども。

●○○委員

あんまりケースはないかもしれませんね。

●会長

難しいですよ。この辺を事業者側の持ち出しでしかできないとなると、それこそNP〇法人みたいな利益は考えないというところじゃないと、そういうことはできないということになるので、なかなかというのはありますよね。

●○○委員

なかなか野心的な費用がかかる提案というか事業は、自主事業として残せないということですよ。

●会長

一応、この法人としては、毎年〇〇〇から〇〇〇ぐらいずつ、大体余るというような決算が続いていますので、そのお金を回しているというような形なので、この法人自体には特に足は出ていないのですけれども、仕組み的に提案がしづらいというのは、ちょっと難しいところですよ。

一応、工夫次第で、例えば、そもそも提案していただいた支出の中に予備費みたいな形でそもそもプールしておいてもらって、その範囲内でやるとか、それが累積で、5年なら

5年の間でたまったタイミングでやるみたいな形で都合をつけることは、テクニック的にはできるのでしょうけれども。

今回のところなんかは、そういう予備費みたいなのを、法人側の取り分みたいなものを特に予算の中には設定されていないので、そういうのは難しいだろうとかあったりする。何か考えたいところですけども、ここは。

●〇〇委員

ここ、冒頭質問したのですよ。会計処理のことまでは考えなかったのですけれども、そもそも設置者が設置するべきものなのか、委託された人が設置するべきなのか、基本的な何かないと困るのだろうなと思って。もう設置しちゃっているから、どうのこうのとは言わなかったんです。そういう問題意識はありました。

●〇〇委員

それは、自分も、いつ判断したのか分からないですけども、きっと市側では、とことん要らないと言ったのでしょいうね。

●〇〇委員

というか、そういう使い方しなきゃ要らないわけだから、市が想定している使い勝手、建物の中、それは当然、消防法上で火災報知器なり何なり考えているわけだから。言葉を変えれば、想定外のことを活動、アクティビティでやろうとしていたわけでしょう、軒下だから。フランスの街角のカフェじゃないけれども、その発想はないでしょうね、市役所では少なくとも。

●会長

もともと自主事業も別にやらなくてもいいという話なわけですから、そういう意味では、当然予算は出せないでしょうというのは分かるのですけれども。

●〇〇委員

それを認めてしまったわけですからね。

●〇〇委員

実際問題、そういう自主事業とか、人を集めることをしないと、稼働率は上がらないですよ。ただ、上げろ、上げろじゃ、どうやって上げるのって。これだけ予算が決まっています。つらいですよ。

●会長

この場合、実際モニタリング評価で稼働率が評価されているので、自主事業をやりません、稼働率が評価されますというのは、ちょっと平仄が取れない気はします。我々は維持しろとだけ言われたのに、何でそこが評価されるんだみたいな。

どうですか。評価のほうに入っても大丈夫ですかね。一応、これにも書き込みをいただいて。私がまだ、すみません。

●〇〇委員

すみません、聞きながら書き込んでも。

●事務局

大丈夫です。

●会長

会計処理のこととかも聞いてからに入れるから。

●事務局

あと、委員のお名前も忘れずに記入して。

●〇〇委員

そうですね。委員の名前。

●事務局

御自分のお名前です。

●〇〇委員

これは合計点も出したほうがいい、合計点は。

●事務局

合計点は、こちらで集計します。

●〇〇委員

やっぱりそのさあっと書いてあるから、でも実際、具体的にどうやっているののほうが聞かないと、本当はどうか知りたいです。字面だけ見て、今はしましたけれども、その項目で本当にばっちりどういうふうやってとかというのが、聞いて、すばらしいのかなとか、普通だなということになると思うのですけれども。時間がないから、それでこの項目されるとなると、何か表面的で、あと書いたのを読んでおいてくださいと、これ別にプレゼンでも何でもないじゃないですか。

●会長

そうですね。結構多いのが、会計系の担当者の方がそもそも来ていなくて、財務諸表のことを聞いても、担当がいないので分かりませんって、かなりあるのですよ。

●〇〇委員

どっちかという、運営主体になっちゃうのでしょうか。会計とか、何しろその予算に収めればよいという意識になるので、その意識も結構。

●会長

結構この組織として、5年なら5年維持してもらわないと、そもそも駄目なので、聞きたいことが多いのですけれども、なかなか聞けないことが多いですね。そういう場合は、聞けなかったのが不安要素がありますがみたいな形は、共有することはできます。

●〇〇委員

もともとそういう経営に詳しい人が参加するということ自体が、頭の中になんもないですか。

●会長

恐らく、そうですね。

●〇〇委員

プレゼンというよね。

●会長

だから、実態がどうかみたいなのが分からないと、というのは、かなり全面的にあつて、例えば、緊急事態のときの手順書とかいろいろ出ますけれども、これがどう運用されるかというのが、どちらかというところと重要じゃないですか。一般の手順書はあるけれども形骸化しているという形は普通にあるので。こんな立派なマニュアルがありますとだけ言われても、そうですかみたいなお話になりますので。

それがちゃんとコンプラがどうかということも重要なので、分からないですよ、これだと。

●事務局

それでは、採点表を回収してもよろしいでしょうか。委員の氏名に漏れがないかを御確認をお願いします。

それでは、今から回収しますので。事務局で集計を行いますので、15分間、休憩にします。45分まで休憩にします。

(休憩)

●事務局

事務局から、審査結果について御報告させていただきます。

申請団体の特定非営利活動法人まちづくり西白井については、総評価点数が440.5点で、14番の団体の経営状況については29点ということで、1人5点以上の25点を超えています。サービス等の評価点数は418点となっており、こちらも最低評価点数に達しており、合格となります。

以上となります。

●会長

ありがとうございました。

では、主な選定理由の決定を行っていきたいと思います。何か御意見等ありますでしょうか。

前の期間のありますか。

今、投影されているのが、同じ、まちづくり西白井さんの前の任期のときの選定理由になっています。もうちょっと大きくできますかね。ありがとうございます。

1個目が、設置目的に沿っているという話が1点ですか。2点目が、運営実績を踏ま

えた提案がされていると。だから、利用者からの要望も反映されているということですね。3点目が、団体そのものの財務状況が健全であるというところですね。

結構この辺の選定理由については、同じ事業者に継続してお願いする場合は、割と引き続きでも結構いい感じなのですから、どうですか。新たに何かここを付け足したいとか、ここは要らないんじゃないかとか、消すべきじゃないかみたいなことがあれば。いかがでしょうか。

●〇〇委員

個人的には、1番、2番というのは、実績もありますから、それは踏まえた設置目的のところ、今回の新しいところの最初の、例えば市民のためのとか、ああいう文言を入れたりするのもありかなとは思いますが。

私、何を言いたいかというと、こっちの3番のところを会長のほうも財務内容がこれでいいのかとおっしゃっているの、健全という言葉をおざわざ入れるのではなくて、要は、収支状況として安定しているとかで、もういいのかなと、そういう言葉を。健全と言い切れない。

●会長

そうなのですね。出された資料的には、健全というか、不安はないのですけれども。

●〇〇委員

不安がないというか、一応、財務的には安定はしているとか。

●会長

そうですね。財務的に安定しているのは間違いないと思います。

前の三つ目、もう一回見せてもらっていいですか。三つ目のポチの前半を消す感じですかね。指定期間中の安定した経営が見込めることだけなら言えるかなとは思いますが。でも、それはそれで短過ぎるか。財務的に安定しており、ですかね。安定はかぶっちゃうのか。

前の表現と同じでいいですかね。それだと安定かぶっちゃうので。前の三つ目のポチと同じ表現でいいですかね。

●〇〇委員

健全というのは、先生が心配している、その見えないところも含めて。

●会長

そうですね。だから、そもそもこの会計処理とかが、言っちゃなんですから、私の感覚からすると素人の。

●〇〇委員

どうかなというのはありますよね。

●会長

間違っている可能性が、ややある。

●〇〇委員

3級じゃ駄目だと。

●会長

そうですね。

●〇〇委員

駄目かもしれないと。その健全じゃない。悪くはないのだけれども、心配はあるけれども、まあいいかな、みたいな表現。財務系に健全という言葉が、もうパーフェクトですという意味なのでしょうね。

●会長

そうですね。表現に困るところでもあるのですが。

●〇〇委員

後段の期間中安定しているというのは、心配はあるけれども、書類上は大丈夫だろうということですよ。

●会長

そうですね。基本的には、市からちゃんと指定管理料が振り込まれて、それを予定した範囲で使うという範囲であれば、安定はするでしょうと。

●〇〇委員

前段の。

●〇〇委員

これ、5年じゃなくて3年じゃないの。

●会長

過去2期やっているの。

●〇〇委員

2期やっているの。

●会長

はい。通算で5年間ですね。健全と言い切っていいかだけ心配ですが。

●〇〇委員

これは、公表されるのですか。

●事務局

これは公表になります。選定理由。

●〇〇委員

公表される。

●事務局

はい。この紙がホームページに載ります。

●〇〇委員

するのですね。市長さんのほうに答申して、ホームページで公開ということ。

●事務局

そうです。なので、これは。

●〇〇委員

議会までいきます、議会は。

●〇〇委員

これ、議会かかるでしょうからね。

●会長

何か会計処理、間違っているという可能性がある場合でも、基本的に現金というか、金があれば、そんなに問題はないので、その点でいうと、現金預金の大半を占めている預金については残高証明書をつけてもらっているんで、仮に間違いがあったとしても、そこまで致命的ではないとは思いますが、若干怖いのは、その会計処理間違っていたことによる税務報告が、そもそも瑕疵があって、後で何か追徴課税があつてみたいなので響いてこられると、すごい怖いけれども、そこだけ心配ではあるのですけれども。

●〇〇委員

前は、健全なと入れたのですね。

●会長

そうですね。前回の審査のときに気づかなかつたですね。前は、会計処理、自前でやっているとかと言っていましたっけ。どうだったかな。言われたかな。

●事務局

ごめんなさい、ちょっと分からないです。すみません。

●会長

一応、出ている資料からすると、健全ではありそうなので。

●〇〇委員

あるいは、団体の財務状況については、特段の問題はない。

●〇〇委員

ただ一方で、パーフェクトじゃないと聞こえちゃう。問題ないだと。

●会長

健全よりは、問題はないのほうがいいですよ。

●〇〇委員

特に問題はないが。

●〇〇委員

特段問題はない。

●〇〇委員

前回と見比べると、何でトーンダウンしたか。健全と言っていたじゃないか。

●会長

どうですかね。この三つで。三つ目が、選定した理由としては何か、問題がないということが選定した理由。まあいいか。

●〇〇委員

B判定がないから、いいんじゃないですか。

●会長

そうですね。

どうでしょうか、何かコメントがあれば。

●〇〇委員

1社しかないですよ。

●会長

そうですね。それは、そうです。

●事務局

答申の文言等にも、もともと出ているので、健全でとか。

●〇〇委員

細かい文章にこだわっても、しょうがないじゃないですか。

●会長

それは、そうですね。

●事務局

いつも同じのを使っている。

●〇〇委員

同じ業者だから、ほぼほぼ同じなほうが、逆に、変えたりすると、何で変わったのだと  
いったら、今の財務のところは多少変えていますけれども、全体的には変えていないので、  
あんまり問題じゃない。

●事務局

市で使っているフォーマットが、もともとこういう書き方をされていて。合格になっていると健全という扱いに書かせてもらって。これは、毎回一緒の。

●会長

元の文章でもいいですかね。

●〇〇委員

会長が、それでいいなら。

●会長

そうですね。

●〇〇委員

今のは今度、答申のほうの文章。

●事務局

答申のほうの文章は、市でいつもの同じものを使わせて。

●〇〇委員

じゃあ、同じでいいんじゃないですか、今までと。変えることによって、特に何で変えるのだという問題意識になっちゃうと困るから。

●会長

結構、事業者に対して何か我々からアクションできるのが、ここの文章ぐらいしかないという側面ありまして。結構、前の任期の話ですと、一応ここしかないから、ここにするけれども、できれば、もうちょっといろいろ改善してほしいところはあるみたいなときに、表現、それで意味があるかは別としてなのですからけれども、この表現を工夫するという形で、精一杯の意思表示をするみたいなのは、何件かありました。

●〇〇委員

仕方がないから、その業者さんで。

●〇〇委員

そうとは書けないですね。

●会長

そうとは、もちろん書けないので、ちょっとオブラートに包んで、今後の何とかに期待するみたいなのを書いたりとかというのはありました。

●〇〇委員

でも、ここはそんなに、今言った。

●事務局

さっきの文章を変えたほうがいいですか。本当に前ぎりぎりだったやつは健全と書けなかったので、ここの文章自体も、最低基準点を上回っているから合格点にした。

●会長

いや、ここについては。

●事務局

ここは、このままでいいですか。

●会長

何か駄目そうな予兆は特にはないですよ。

●事務局

これは、このままで大丈夫ですか。

●会長

はい。

●〇〇委員

そんな複雑な財務内容じゃないから。

●会長

大丈夫だと思います、これで。

●事務局

大丈夫ですか。

●会長

はい。

大丈夫ですかね。コメントある方いらっしゃいませんか。

●〇〇委員

いいんじゃないですか。

●会長

〇〇委員、よろしいですか。

●〇〇委員

大丈夫ですよ。

●会長

よろしいですか。

●〇〇委員

その2行目の括弧書きのところって、どこに書いてありましたっけ。市民相互の交流によりって。

●会長

募集要項の、ないでしたっけ、今。

●〇〇委員

そう書いてあるということは、どこかで出ているのでしょうか。

●〇〇委員

括弧書きにするぐらいだから、それ、どこに書いてあるのでしょうか。

●市民活動支援課

募集要項の17ページの3の(1)の。

●〇〇委員

すみません、条例の第1条。分かりました。何で括弧書きにしたのだろうなと思ったのです。

●会長

これは、引用ということですね。大丈夫ですね。

●〇〇委員

大丈夫です。

●〇〇委員

そうになると、毎回このパターンになっていますね。基本的に、その施設の目的のところに記入するという。

●会長

それがまた難しく、目的に本当に何か合致した運営が期待できないところも結構あるのです、割と。

●〇〇委員

これ、なあなあになってきちゃっている。

●会長

以上、3点の理由を選定理由とした上で、答申として決定したいと思います。

では、議題2、西白井コミュニティプラザの指定管理者の候補者の選定及び答申について、候補者及び答申が決定いたしましたので、議題2は終了いたします。

次第に従いまして、4、その他、事務局から何かございますか。

●事務局

ありがとうございます。西白井コミュニティプラザの今後のスケジュールとしましては、本日付で答申をいただきまして、10月下旬、答申を基に市の決定。12月議会に提案しまして、12月中旬議決いただけましたら、1月から3月に協定書の協議、締結。令和7年の4月1日から指定期間の開始となります。

次回なのですけれども、第9回の審査会につきましては、10月23日水曜日の13時15分から、同じ、ここの本庁舎4階大委員会室での開催を予定しております。

また、後日、会議録を作成しまして、内容を確認いただきますので、大変お手数ですが、そちらのほうもよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

●会長

ありがとうございました。

では、以上をもちまして、令和6年度第8回白井市指定管理者選定審査会を閉会といたします。お疲れさまでした。